

●社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

●社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（抜粋）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

（公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第2条 法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

●吉田町社会教育委員条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により吉田町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱）

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●吉田町公民館設置条例（抜粋）

（委員の委嘱）

第7条 吉田町公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公民館の利用者

（委員の定数）

第8条 委員の定数は、10人以内とする。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。